

介護職員等処遇改善加算の「見える化」要件について

令和6年度の介護報酬改定において、介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等処遇改善加算」が創設され、株式会社 ttt においても算定を行っております。尚、当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は以下の通りとなります。

取り組み内容

【入職促進に向けた取組】

- ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ② 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

【両立支援・多様な働き方の推進】

有給休暇が取得しやすい環境の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ① タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ② 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

【やりがい・働きがいの醸成】

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善